

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続税について物納申請した場合の延滞税

Q: 私は、相続税の納付について物納するつもりです。物納申請して許可や却下がなされた場合の延滞税の取扱いについて教えて下さい。

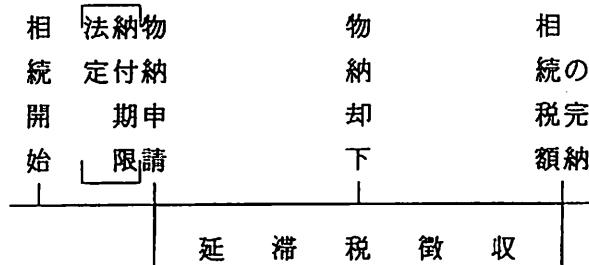
A: 物納申請について、許可、却下又は取下げがなされた場合の延滞税の取扱いは、次のようにになります。

[物納許可がなされた場合]

相続税について期限内申告をし、物納許可があった場合には、延滞税を納付する必要はありません。

[物納申請の却下がなされた場合]

税務署長の調査により物納申請が却下された場合には、物納申請はなかったものとされ、法定納付期限の翌日から相続税額を完納するまでの間について延滞税が課税されます。



[物納申請の取下げをした場合]

相続人が、延納へ変更又は金銭での一括納付をするため、物納申請の取下げをした場合には、物納申請はなかったものとされ、法定納付期限の翌日から相続税額を完納するまでの間について延滞税が課税されます。

